

資料編

1. 用語解説

	用語	解説	該当ページ
あ	ICT	Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。	136
	市川市社会福祉協議会	社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置付けられており、*地区社会福祉協議会の活動支援を行うなど*福祉コミュニティの充実を目指すうえで重要な役割を担っている団体。	44
	移動市長室	市長が直接地域に出向いて、市民の声を聞く制度。	126 127
	e-モニター	市が運営する登録制のアンケート制度(パソコンや携帯電話のメールでアンケートや情報を発信し、市民の声を市政に反映させるもの)。	120 126 127
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、河川、港湾、空港などの都市基盤、学校、病院、公園などの市民利用施設、コンピューターなどの通信ネットワークなど、社会経済活動の基盤を形成する基礎的な施設。	137
	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(略称:持続農業法)に基づき、たい肥等を使った土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画(目標達成年度を原則として5年後とする)について、県知事の認定を受けた農業者。	101
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。	112 113
か	義務的経費	市の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に節減できない経費で、一般には、人件費、扶助費及び公債費とされている。	10 11
	救急医療体制 (1次、2次、2.5次、3次)	救急医療は1次から3次の体制が整えられている。1次救急医療は、休日・夜間などの救急患者の診療を中心とするもので、重症患者を2次、3次の救急医療機関に転送する役割を担う。2次救急医療は手術や入院の必要な重症救急患者に対応するもの。2.5次救急医療は、1次、2次の救急医療機関の後方病院的役割を担う。3次救急医療は心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷などの極めて重症な救急患者の救急医療を行うもの。	40

	用語	解説	該当ページ
か	協働事業提案制度	市民が地域の身近な課題について、市へ提案をして、市民と市がそれぞれ持っている力を出し合い、協働して問題解決に取り組んでいく制度。	120 121
	グローバル化	人や物、情報の流れや社会の様々な活動が、国内の範囲を超えて世界的な規模で行われること。	19 21 98
	合計特殊出生率	出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。	42
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。	11 133
	交通需要マネジメント	都市や地域の道路交通混雑や大気汚染の緩和のために、交通量や交通手段を規制、誘導し、自動車の交通需要を調整する考え方や手法の体系。公共交通機関への転換や時差通勤などの対策がある。	86 87
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	48
	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守るよう定めているもの。	42
	コミュニティ道路	歩行者と自動車が一つの道路を共有する歩車共存という考え方でつくられた道路。	83
	雇用促進奨励金	市内在住の高齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して、市が交付する奨励金。	59
さ	財政調整基金	年度間の財源の不均衡をならすために積立金で、地方財政法で設置が義務づけられている基金。	10 11 133
	市債	市が資金調達のために一会计年度を越えて返済する債務のことで、市債を起こすことを起債といふ。	10 11 132
	自主防災組織	住民自身が自発的につくる地域の自治会などを中心とした、地域のための防災の組織。	77
	自助・共助・（公助）	自助とは、自分の責任で自分自身が行うこと。共助とは自分だけでは解決や行うことが困難なことについて周囲や地域が協力して行うこと。公助とは個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。	76

	用語	解説	該当ページ
き	市長目安箱	市公式Webサイト及び公共施設に設置する専用投稿用紙により、市政に関して市民から提案をいただく制度。	126 127
	社会保障関係費	市民の生活を保障するための社会保障に関する歳出で、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護などがあげられる。	10 11 132
	周産期医療	妊娠後期（妊娠満22週以降）から早期新生児（生後1週未満）までの出産前後の期間に起こる可能性が高い、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体、胎児や新生児の生命にかかわる事態に対応するための医療。	40
	ジョブ・サポートいちかわ	市が運営する就労支援窓口で就職活動に悩んでいる人に対して、キャリアカウンセラーが個別相談や適性判断、面接の練習、履歴書のチェックなどをを行い、就職活動を支援するもの。	59
	スポーツリーダーバンク	地域のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図るため、これからスポーツを始めたい人や団体等に指導者の紹介・派遣を行う制度。	52
	総合型地域スポーツクラブ	地域住民が自主的に運営し、様々な人が参加できるクラブ。様々な種目のスポーツが行われ、各々が、自分の趣向やレベルに合わせたプログラムに参加することができる。	52 53
た	体育指導委員	市から委嘱され、市の事業へ協力するほか、地区ごとに軽スポーツ教室を開催するなど、地域住民に対し軽スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。	52
	多機能トイレ	高齢者、障害者、乳幼児を連れた方などにとって、利用しやすいよう内部が広く、手すりやベビーシートなども装備されているトイレ。	84
	地区計画	一定の地区を単位とした計画制度で、地区的きめ細やかなまちづくりを行うため、住民合意のもとに地区の目標、目標を実現するために必要な公的施設、建築物の用途制限、形態又は色彩、垣・さくの構造等のルールを定め、地区特性に応じた良好な市街地の形成及び保全を図るもの。	95

	用語	解説	該当ページ
た	地区社会福祉協議会	地域住民で組織する任意団体で、市川市内全域で14団体が活動している。活動区域は、市川市自治会連合協議会の「地区連合会」と一致し、単一自治会とも密接に連携して活動している。	44 45 124
	中小企業融資制度	市内中小企業の経営基盤強化と経営安定化のための市の融資制度で、金融機関を通じて信用保証協会の保証付き融資を行うもの。	99
	貯留浸透施設	雨水を一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにするための施設。	78
	土地区画整理事業	良好な市街地形成を図るため、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、土地利用の増進を図る事業。	90 91 157
な	認定農業者（制度）	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的に安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講ずる制度。	101
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。また、その実現に向けた運動や施策なども含まれる。	46
は	パブリックコメント	市が実施をしようとする政策等について、その案を公表し、市民等の意見を求め、その意見を考慮して政策等を決定するとともに、意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する手続き。	120 121
	バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを解消することに対しても使われる。	18 19 50 84 85
	ビオトープ	その地域にすむ様々な野生の生物ができることがある空間を意味するもので、森林、湖沼、水辺、雑木林、水田や復元した自然のことという。	33

	用語	解説	該当ページ
は	福祉コミュニティ	地域住民一人ひとりが地域や人とのつながりを大切にし、地域内の福祉課題に主体的に関心を持ち、互いに助けたり助けられたりする関係を持つ地域社会のこと。同じ地域に住むすべての人を対象とするため、生活上不利な条件を持つ人への視点も重要。	44
	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。	10 11 132
	普通建設事業	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。また、そのうち国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業という。	10 11
	保健医療圏	都道府県が保健医療計画を策定する際の地域の単位。一次保健医療圏は最も身近で日常的な診療、保健サービスを提供していくために設定する圏域で、一般に一つの市町村からなる。二次保健医療圏は病院における入院医療や保健サービスを提供していくもので、一般に複数の市町村からなる。三次保健医療圏は専門的で特殊な医療・保健サービスを提供するもので、一般に都道府県単位で設定される。	40
	ボトルネック	狭い道、さまたげ、難関のこと。道路分野では、交通渋滞の発生原因となっている箇所（交差点、踏切、狭隘道路）など、交通の流れに支障をきたしている部分を意味する。	86
ま	マイバッグ運動	レジ袋等の容器包装の排出削減を図るために、買い物袋の持参を促進する運動。	116
	まごころゾーン	車や自転車、歩行者などが、狭い道路を利用するときに、思いやりやまごころを持ってすれ違うことができる待避ゾーン。	82 83
や	有効求人倍率	公共職業安定所に登録している求職者（有効求職者数）に対し、求人を募集している企業からの求人数（有効求人倍率）との割合を示す経済指標のこと。 有効求人倍率 =有効求人倍率 / 有効求職者数	59

	用語	解説	該当ページ
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、言語、身体能力に関わらず、すべての人に使いやすいように考えられたデザイン。	19 75 27 84 31 85 32 108 34 145 35
ら	ラスパイレス指数	自治体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたもの。	129
	路上禁煙・美化推進地区	道路上において、喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をしてはならない地区。	114 115
わ	ワンストップ化	各種行政サービス、手続きなどを1箇所で、あるいは1回の手続きで提供すること。	136

2. 策定の経過

年度	月日	策定作業	
		うち庁内作業	
20年度	3月	平成20年度第1回総合計画審議会(3/27) 講演会 講師 福島大学 今井 照 教授	
21年度	7月	平成21年度第1回総合計画審議会(7/21) 市内視察	行政経営会議(7/27) 主な議題 「第二次基本計画策定の方向性について」
	8月		部長会開催(8/26) 主な議題 「第二次基本計画策定の方向性について」
	9月		第二次基本計画策定に関する庁内説明会(9/1) 主な内容 「第一次基本計画の評価について」 第一次基本計画の庁内自己評価を実施(9/1~10/6)
	11月		行政経営会議(11/9) 主な議題 「第一次基本計画の庁内評価について」
12月		平成21年度第2回総合計画審議会(12/1) 主な議題 「第一次基本計画の庁内評価について」 【第一次基本計画 庁内評価書の公表】 市民意向調査による第一次基本計画の市民評価の実施(12/7~24) 対象 : 無作為抽出の市民3,000人 有効回答数:876件(有効回答率:29.2%)	
	2月	平成21年度第3回総合計画審議会(2/8) 主な議題 「第二次基本計画の策定方針について」 平成21年度第4回総合計画審議会(2/17) 主な議題 「市民意向調査の結果について」 【市民意向調査結果の公表】	行政経営会議(2/9) 主な議題 「市民意向調査の結果について」
	3月	平成21年度第5回総合計画審議会(3/31) 主な議題 「第一次基本計画の総合評価について」 「第二次基本計画の骨子について」 【第一次基本計画 総合評価書の公表】	

年度	月日	策定作業	うち庁内作業
22年度	4月	市民出前講座開催 (4/17) 場所 : 八幡市民談話室 参加者 : 約 50 名	
	5月	市民出前講座開催 (5/29) 場所 : 中央公民館 参加者 : 約 50 名	第二次基本計画策定に関する庁内説明会 (5/17) 主な内容 「第二次基本計画の策定作業について」
	7月	平成 22 年度第 1 回総合計画審議会 (7/15) 主な議題 「第二次基本計画の素案について」 パブリックコメント実施 (7/21~8/20) 意見数 : 51 件	行政経営会議 (7/5) 主な議題 「第二次基本計画の素案について」 行政経営会議 (7/13) 主な議題 「まちづくりの目標について」
	8月	タウンミーティング開催 (8/1) 場所 : 市内 2 会場 参加者 : 6 名 市民意向調査実施 (8/2~16) 対象 : 無作為抽出の市民 3,000 人 有効回答数 : 1,244 件 (有効回答率 : 41.5%) 市民出前講座開催 (8/13) 場所 : 中央公民館 参加者 : 約 50 名 平成 22 年度第 2 回総合計画審議会 (8/31) 諮問	第二次基本計画策定に関する庁内説明会 (8/4) 主な内容 「第二次基本計画の策定状況について」 庁内報「いちかわ新時代ニュース」に基本計画の概略を掲載 (8/19) 行政経営会議 (8/23) 主な議題 「第二次基本計画の諮問について」
	10月	平成 22 年度第 3 回総合計画審議会 (10/29) 主な議題 「第二次基本計画（案）の審議」	
	11月	平成 22 年度第 4 回総合計画審議会 (11/19) 主な議題 「第二次基本計画（案）の審議」	
	1月	平成 22 年度第 5 回総合計画審議会 (1/14) 主な議題 「第二次基本計画（案）の審議」	
	2月	平成 22 年度第 6 回総合計画審議会 (2/4) 答申	
	3月		庁議 (3/8) 主な議題 「第二次基本計画案の確定について」

3. 市川市総合計画審議会条例

昭和 50 年 12 月 26 日

条例第 49 号

改正 昭和 53 年 4 月 10 日

条例第 30 号

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 4 号

平成 14 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき
市川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第 2 条 審議会は、本市の総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すると
ともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、非常勤の委員 22 名で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6 名
- (2) 学識経験者 6 名
- (3) 市民の代表者 6 名
- (4) 関係機関の職員 4 名

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに
よる。

(審議会の事務)

第 7 条 審議会の事務は、企画部において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁
償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第 9 条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が
市長の同意を得て定める。

4. 市川市総合計画審議会委員名簿（平成23年2月4日現在）

(敬称略 委員名の五十音順)

○ 飯沼 俊雄	市川商工会議所常議員
○ 石原美佐子	市議會議員
○ 井上 俊彦	昭和学院高等学校校長
○ 歌代 素克	市川市自治会連合協議会会长
○ 大場 諭	市議會議員
○ 小倉 裕直	千葉大学 工学部教授
○ 加瀬 瞳夫	市川健康福祉センター副センター長
○ 幸前 文子	いくじネットいちかわ代表
○ 國府濱敦子	NPO 法人 市川市ボランティア協会会长
○ 小森 光雄	市川警察署長
○ 佐久間 信夫	京葉ガス(株)取締役社長
○ 鈴木 啓一	市議會議員
○ 鈴木 順子	株式会社東京国際フォーラム 営業三部長
○ 須保 豪	連合市川・浦安地域協議会副議長
◎ 潑上 信光	千葉商科大学 地域連携・ネットワークセンター長
○ 田中 幸太郎	市議會議員
○ 二瓶 忠良	市議會議員
○ 藤村 美由紀	市川市 PTA 連絡協議会理事
○ 松永 鉄兵	市議會議員
○ 神子田健博	京成電鉄(株)常務取締役
○ 柳沢 幸江	和洋女子大学 家政学群教授
○ 山口 繁雄	市川市農業協同組合監事

◎ 会長 ○副会長

5. 諒問・答申

(1) 諒問

市川第 20100826—0154 号
平成 22 年 8 月 31 日

市川市総合計画審議会
会長 瀧上信光様

市川市長 大久保博

市川市基本計画の策定について（諒問）

市川市基本計画を策定するにあたり、市川市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、
市川市総合計画第二次基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

平成23年2月4日

市川市長 大久保博様

市川市総合計画審議会

会長 瀧上信光

市川市第二次基本計画の策定について（答申）

平成22年8月31日付、市川市総合計画審議会へ諮問のありました標記の件について、

当審議会において慎重審議の結果、別紙のとおり答申いたします。

「市川市第二次基本計画」に対する答申

平成 23 年 2 月 4 日
市川市総合計画審議会

当審議会では、「市川市第二次基本計画」について市長からの諮問を受け、慎重に審議し、検討を行った。

ここに、その結果を取りまとめ答申する。

市川市総合計画審議会
会長 瀧上信光
副会長 井上俊彦
委員 飯沼俊雄
〃 石原美佐子
〃 歌代素克
〃 大場諭
〃 小倉裕直
〃 加瀬睦夫
〃 幸前文子
〃 國府濱敦子
〃 小森光雄
〃 佐久間信夫
〃 鈴木啓一
〃 鈴木順子
〃 須保毅
〃 田中幸太郎
〃 二瓶忠良
〃 藤村美由紀
〃 松永鉄兵
〃 神子田健博
〃 柳沢幸江
〃 山口繁雄

「市川市第二次基本計画」に対する答申

I はじめに

市川市においては、平成13年4月に、21世紀の第一四半世紀を計画期間とする「基本構想」を策定され、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」との将来都市像のもと、第一次基本計画ならびに三次にわたる実施計画を実施し、市民福祉の向上と市政の発展に努力されてきた。

第一次基本計画が10年間の計画期間の満了を迎えるにあたり、当審議会では、第一次基本計画に含まれる52の施策について、「十分達成できた」及び「概ね達成できた」施策が37施策、「やや不十分だった」施策が15施策とする第一次基本計画の総合評価を取りまとめた。そして、第二次基本計画の策定方針として、第一次基本計画の総合評価を踏まえるとともに、施策体系の簡素化、施策の実施主体や目標を明確にすることを掲げた。

この策定方針のもと、パブリックコメントやタウンミーティングなど機会を通じて市民の声を取り入れ取りまとめられた「市川市第二次基本計画」について、平成22年8月31日に諮問を受けた。

本審議会では、諮問された計画について、その内容が基本構想に示された将来都市像の実現に寄与するものであるか、また本市の今後10年の方向性を示す計画として妥当なものであるかについて、策定方針に照らして審議を行ってきた。

その結果、「市川市第二次基本計画」は、「総論」「基本計画」「基本計画の評価」の全てにおいて、現在及び将来にわたる展望を的確に捉え、将来都市像の実現を目指すものとして十分機能すると判断した。本審議会は、諮問を受けた「市川市第二次基本計画」について、おおむね妥当である旨ここに答申するとともに、審議経過を踏まえた提言を下記のとおり記述するので、十分に配慮されたい。

II 提言

1 「総論」について

(1) 「財政推計」について

低迷する経済状況に対する施策や、少子化対策に関する施策を充実させたことなどにより、扶助費が増加する傾向がみられ、今後もこの傾向が続くと予想される。

厳しい財政状況においても、市民に対して質の高い行政サービスを維持できるよう、市のすべての事業について抜本的な見直しを進めつつ、増加が見込まれる費目については、その増加要因を見極めるとともに、真に必要とされる事業を着実に実施することが求められる。

こうした状況を踏まえるとともに、以下の点に留意され、適切な財政推計を行い、行財政改革を推進されたい。

- ・ 退職金や基金、市債残等の見込みを示されたい。
- ・ フローとストックを区別した推計を行うべき。ストックの推計には、市債や積立金の現在高の推移を示されたい。
- ・ 国庫支出金、県支出金の見通しを示されたい。

- ・新規施策や歳出削減などを行わずに自然体で推移したときの推計（ベースライン推計）を示し、その上で新たな施策に係る経費や、行政改革の必要性を示されたい。
- ・推計される費目間の関係（扶助費の増加と、それに伴う国庫支出金の増加など）を明確にされたい。

(2) 「今後 10 年間で行う基盤整備」について

計画では、東京外郭環状道路や都市計画道路、それらに伴う下水道整備など、本市が長年実現を目指してきた都市基盤の整備が進められることが示された。

これらの基盤整備が、本市の魅力を高めるために活用されることに期待したい。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・基盤整備に係る経費概算を示されたい。

2 「基本計画」について

(1) 「10 年間のまちづくりの目標」について

計画では、基本構想における「将来都市像」のもと、これを実現するための「10 年間のまちづくりの目標」が示された。このことは、多様な主体が協働により本市のまちづくりを推進することにつながるものである。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・「10 年間のまちづくりの目標」における「にぎわい」という言葉について、よりふさわしい表現を吟味されたい。

(2) 「まちづくりの目標を達成するために」について

1) 「地域特性の特化」について

本市は首都圏に位置しているながらも、多くの自然が残されている地域や、良好な住宅環境を有する地域など、様々な地域特性を有している。計画では、これらの地域特性に配慮した取り組みを行うことが明記された。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・北部・中部・南部で環境が大きく異なることを踏まえ、それぞれの地域での取り組みを示されたい。
- ・住民の特性（例えば、年齢・通勤場所・従来からの住民と新しく転入してきた住民の違い）などにも配慮されたい。

2) 「行政主体の協働から、多様な主体での協働」について

本市はこれまで、1%支援制度など、特色ある取り組みにより、公共の担い手となる市民活動団体の自立を支援してきた。計画では、引き続き団体の活動を支援するとともに、多様な主体が、それぞれの活動分野において、社会的な役割を果たす社会を目指すことが示された。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・協働の主体に大学を表記されたい。

3) 「いちかわ いろどりアプローチ」について

本市の主要な課題を解決し、将来都市像の達成へと導くため第一次基本計画で設定された「リーディングプラン」を継承する形で、「いちかわ いろどりアプローチ」が設定され、市の全ての施策に 10 の視点からなる横串が刺されることを明記したことは評価に値する。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・ 「いちかわ いろどりアプローチ」で設定された 10 の視点は、施策別計画に定められた 45 の施策分野全てで留意されるべき視点であることを踏まえ施策を展開されたい。

(3) 「施策別計画」について

計画では、第一次基本計画の評価を踏まえ、市の施策を 45 本の大分類とし、それぞれの施策が取り組むべき内容がわかりやすい形で示されている。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

1) 「第 1 章 真の豊かさを感じるまち」について

「保健・医療」分野

- ・ 救急医療体制の今後のあり方に関する記述を再考されたい。

「子育て」分野

- ・ 施策を代表する指標となるよう項目を吟味されたい。

「地域福祉」分野

- ・ 社会福祉協議会の活動を活性化するための方策を示されたい。
- ・ 自治会の役割をより明確に示されたい。
- ・ 地域の活動を支えるため、活動の場の整備について示されたい。

「子どもの教育」分野

- ・ 「ねらい」部分の表記が「…の姿」となっているため、他の施策と表記をそろえられたい。
- ・ 子どもたちに福祉の大切さを教えることについて示されたい。

「生涯学習」分野

- ・ 大学や民間の主体とともに取り組む姿勢を示されたい。

「雇用・労働」分野

- ・ 「ねらい」の部分に既存の取り組みを加えるなど、より具体的に示されたい。

「消費生活」分野

- ・ 施策を代表する指標となるよう項目を吟味されたい。

「人権・男女共同参画」分野

- ・ 施策を代表する指標となるよう項目を吟味されたい。

「障害児」の表記について

- ・ 「子育て」「障害者福祉」及び「学校教育」の分野に、障害児に関する記述を加えられたい。

2) 「第 2 章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち」について

「文化・芸術全般」

- ・ 文化・芸術分野を市の強みとして PR する姿勢を示されたい。
- ・ 文化施策と教育施策の連携について示されたい。

「芸術・文化」分野

- ・ 芸術・文化を発信する人々のみならず、これらを享受する人々を増やす取り組みについても考慮されたい。

「文化的資産」分野

- ・ 文化的資産について、価値が見込まれるものも含め、有効に活用されたい。

3) 「第 3 章 安全で快適な魅力あるまち」について

「治水」分野

- ・ ゲリラ豪雨への対策を強化することを示されたい。

「道路・交通」分野

- ・ 「いのどりアプローチ」において、子どもの交通教育、通学路の安全確保などの「教育」の視点を配慮されたい。

「公共施設」分野

- ・ 公共施設の有効活用について、より具体的な内容を示されたい。
- ・ 市庁舎の耐震化・建て替え等の方向性を示されたい。

「水産業」分野

- ・ 水産業振興のための取り組み姿勢を示されたい。

4) 「第 4 章 人と自然が共生するまち」について

「公園・緑地」分野

- ・ 既存の公園の利用促進策を示されたい。
- ・ 「水と緑の回廊」の取り組みを示されたい。

「地球環境」「生活環境」「資源循環型社会」分野

- ・ 近年の環境問題では、資源リサイクルと地球環境問題といったような 3 つの大分類にまたがる課題が注目されている。それらの相互関連がわかるよう、3 つの大分類における表記を工夫されたい。
- ・ 市民一人ひとりの環境に対する意識を高める取り組みの重要性について、よりはっきりと示されたい。

5) 「第 5 章 市民と行政がともに築くまち」について

「協働・市民参加」分野

- ・ 市民の知識や経験を活用したまちづくりを進める方針を示されたい。

「情報の発信・提供」分野

- ・ 多くの市民に市の情報を伝えることの重要性について、よりはっきりと示されたい。

- ・市民だけでなく、市外の人に市の魅力を発信していく姿勢を示されたい。

「地域コミュニティ・市民活動」分野

- ・公共的活動に対するサポート、各種団体の活動拠点の場を確保するなど具体的な取り組み内容を示されたい。

「政策展開」分野

- ・施策の評価について、より具体的な内容を示されたい。
- ・職員の法務能力を向上させることによる効果を、より具体的に示されたい。

3 「基本計画の評価」について

基本計画に含まれる多くの取り組みを、市民の目線に立って評価していくため、計画では、行政による「施策レポートの発行」、市民意向調査を用いた「市民による施策評価の実施」、総合計画審議会における「総合評価の取りまとめ」の3つのステップによる評価の仕組みが示された。

今後以下の点に留意され、計画を取りまとめられたい。

- ・各施策における指標について、市民がどの指標に着目しているか再度検証とともに、できるだけ成果指標を用いるなど、施策の達成度をみる項目としてふさわしいものを選定されたい。
- ・「いちかわ いりどりアプローチ」の成果が示されるよう、適切に評価を実施されたい。
- ・第二次基本計画策定のため実施した市民意向調査では、市の施策について「わからない」と回答した市民の割合が高い結果となった。このことを踏まえ、市民に市の取り組みを伝える工夫をするとともに、市民の声を活かした施策評価を実施されたい。

4 その他

上記の他、次の意見が出されたので、計画の取りまとめの参考にされたい。

- ・「いちかわ いりどりアプローチ」で10の視点を掲げることにより、計画が複雑化しているように感じる。よりシンプルな構成としてはどうか。
- ・第一次基本計画の評価作業において行われた市民意向調査において、「満足度が高い」や「重要度が低い」とされた施策があるが、これらの施策の優先度を安易に下げることがないようにしてほしい。

I&Iプラン21

市川市総合計画

第二次基本計画

発行日 平成23年4月
企画・編集 市川市企画部企画・広域行政課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111(代表)
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>



市川市総合計画
I&Iプラン21

第二次基本計画